

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月及び 55 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月
② 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間①の国民年金保険料は、住所の転入手続を A 役場で行った際に国民年金の加入手続も行い、その場で納付したはずである。

また、申立期間②の国民年金保険料については、自宅に送付された納入通知書によって、納付したはずである。

いずれの申立期間も未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無い。

また、申立期間①の直前となる、申立人が A 市町村において国民年金に加入していた昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳では未納とされていたところ、平成 21 年 2 月に、申立人が所持する領収書及び同市町村が保管する申立人に係る国民年金保険料検認記録により、当該期間の記録が訂正（昭和 49 年 6 月の国民年金保険料は、厚生年金保険被保険者期間であることから還付）されている上、申立期間②に係る特殊台帳の納付記録欄が不自然に黒く書き消されており、社会保険庁の記録管理が適切に行われていなかったこと等がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月まで

私の国民年金加入記録のうち、昭和 37 年 12 月から 47 年 5 月までの記録は平成 16 年 12 月に見付かったが、申立期間の国民年金保険料が未納となっている。

申立期間は A 町に住んでおり、その時の国民年金保険料は、主に母親が納税組合に納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても主に母親が納付していたと述べているところ、申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が確認できない。

また、申立人は、申立期間について、納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたと述べているところ、i) A 町において納税組合に加入している場合には、国民年金被保険者名簿に納税組合名が記載されているところ、申立人に係る当該被保険者名簿には記載されていないこと、ii) 申立人に係る前述の被保険者名簿によれば、申立期間前の昭和 38 年度の国民年金保険料は昭和 38 年 4 月から 39 年 1 月までの分をまとめて同年 2 月に、同年 2 月及び同年 3 月の分を同年 4 月にそれぞれ納付されていること、iii) 申立期間後の 44 年度の国民年金保険料は 45 年 4 月に一括して納付されていることが確認できることから、納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保

険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から60年3月まで

私は、A市の臨時職員となった直後の昭和60年4月に、A市役所で同僚と共に国民年金の加入手続をしたところ、窓口担当者から、58年12月から60年3月までの国民年金保険料は全額免除とする旨説明を受けた。

しかし、社会保険庁の記録によれば、申立期間については、免除ではなく、未納として処理されており、窓口担当者の説明と違うことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月に同僚と共に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、共に加入手続を行ったとする同僚は、この時点では、別の事業所で厚生年金保険に加入している。

また、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立人が加入手続の際に希望したと述べて加入している付加年金の取得年月日が昭和61年5月15日と記載されていることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続をしたものと考えられ、この時点では、申立期間の国民年金保険料について免除を申請することはできない。

さらに、申立人は、加入手続の際に窓口担当者から全額免除にすると説明されたと述べるのみで、国民年金保険料の免除に係る申請書を提出したこと及び免除の通知を受けたことなどについては記憶していない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を免除され得る状況にあったこと又は免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月ごろから 34 年 1 月 10 日まで
② 昭和 34 年 2 月 6 日から同年 3 月ごろまで
③ 昭和 34 年 5 月ごろから 35 年 5 月 6 日まで
④ 昭和 36 年 4 月 21 日から同年 12 月ごろまで
⑤ 昭和 37 年 1 月ごろから同年 3 月 1 日まで
⑥ 昭和 37 年 5 月 25 日から同年 12 月ごろまで
⑦ 昭和 56 年のうちの 5 か月間

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、
i) A社に昭和 33 年 1 月ごろから 34 年 3 月ごろまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の記録が無い、ii) B社E工場に 34 年 5 月ごろから勤務し、その後、同社F営業所に異動して 36 年 12 月ごろまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間③及び④の記録が無い、iii) C社に 37 年 1 月ごろから同年 12 月ごろまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間⑤及び⑥の記録が無い、iv) 勤務時期は定かではないが、D社に勤務した申立期間⑦の記録が無いという回答だったので、それぞれ調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社に勤務していた期間、同僚の氏名及び厚生年金保険料の控除等についての申立人の記憶は定かではない。

また、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、A社の当時の事業主は既に死亡しており確認できないほか、同社の事業を引き継いでいるG社の事業主及び申立期間①及び②にA社に勤務していたことが確認できた複数の同僚に照会しても、これらの事実を

確認できる関連資料及び回答は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①及び②において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③及び④については、B社に勤務していた期間、同僚の氏名及び厚生年金保険料の控除等についての申立人の記憶は定かではない。

また、申立期間③及び④に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、B社の事業主及び申立期間③及び④に同社に勤務していたことが確認できた複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答は得られなかった。

さらに、B社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、申立人の資格喪失日は、昭和36年4月21日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致している上、同社が被保険者資格喪失届を同年4月24日に提出した際に、申立人から健康保険証が返納された記録も確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票には、申立期間③及び④において、健康保険の整理番号に欠番も無い上、同被保険者名簿には申立人の氏名は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間③及び④に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間⑤及び⑥については、C社に勤務していた期間、同僚の氏名及び厚生年金保険料の控除等についての申立人の記憶は定かではない。

また、申立期間⑤及び⑥に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、C社の事業主及び申立期間⑤及び⑥に同社に勤務していたことが確認できた複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答は得られなかった。

さらに、C社が保管する「社会保険適用簿」には、申立人の資格取得日は昭和37年3月1日、資格喪失日は同年5月25日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致している。

加えて、社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間⑤及び⑥において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑦については、D社に勤務していた期間、同僚の氏名及び厚生

年金保険料の控除等についての申立人の記憶は定かではない。

また、申立期間⑦に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、D社の事業主及び申立期間⑦に同社に勤務していたことが確認できた複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間⑦において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

加えて、社会保険庁の記録により、申立人は昭和 55 年 10 月 5 日から同年 11 月 16 日までH社において厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立人は、同社に勤務したことが無いと述べているものの、同社は、申立人が勤務したと述べているD社のJ工場と同一敷地内に所在しているグループ会社であることから、申立人が勤務したと記憶しているD社は、H社であったとも考えられる上、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」等に記載されている申立人の厚生年金保険の加入記録は、社会保険事務所の記録及び雇用保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間⑦に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 487

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 41 年 4 月まで

私は、昭和 39 年 8 月に A 社 B 工場に入社し、試用期間を経て臨時員となり、その約 1 年後には正社員になったと思う。

仕事の内容は、電話機の部品のプレス打抜き作業であり、残業が多かったことを記憶している。

当時は、A 社 B 工場の寮に入っており、また怪我をした際には、同社の病院に行き、治療を受けたこともある。入寮していたときの写真もあり、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び申立人から提出された写真から、申立人は、申立期間において A 社 B 工場（現在は、C 社）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚の氏名及び厚生年金保険料の控除等についての申立人の記憶は定かではない上、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、A 社 B 工場の事業主及び申立期間に同社同工場に勤務していたことが確認できた同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、複数の同僚は、「季節労働者も多く勤務しており、それらの者は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べるなど、申立期間当時、A 社 B 工場においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月21日から32年3月1日まで

私は、昭和31年11月1日から32年3月25日まで、途中で辞めることなくA社に継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係るA社での厚生年金保険料の控除等についての申立人の記憶は定かでないこと、ii) 申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかったこと、iii) 社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る被保険者資格取得及び喪失について、「昭和31年11月1日資格取得、同月21日資格喪失」及び「昭和32年3月1日資格取得、同月25日資格喪失」と記載されていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年5月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は従来の上訴を繰り返すのみであり、新たな資料等を提出していない。

また、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、新たに連絡の取れた同社の元役員が保管する申立人に係る労働者名簿には、申立人が、昭和31年11月20日にいったん同社を退社した記録があり、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、新たに連絡のとれた複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認でき

る関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 34 年 11 月から 35 年 10 月まで

私は、申立期間①については、中学校を卒業してすぐにA社B支店が管理するC出張所でガソリンスタンドの店員として勤務した。

また、申立期間②については、D社E工場に勤務し、保全課に配属された。

申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社B支店の当時の店長の妻及び申立人の上司の記憶から、申立人は、申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業主は、当時の社員名簿に申立人の氏名は無く、中学校卒業直後の者であれば厚生年金保険には加入させないアルバイトとして雇用していたことが考えられるとしている上、前述の店長の妻及び上司は、申立人はアルバイトとして勤務していたと述べている。

また、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に中学校卒業直後の者は見当たらない上、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、D社E工場（現在は、F社）が保管する日雇労働

者名簿及び同僚の記憶により、申立人は、同社同工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の日雇労働者名簿によれば、申立人は、申立期間②のうち昭和35年1月11日から同年2月19日までの期間については、日雇労働者として在籍していたことが確認できるところ、それ以外の申立期間②について在籍していたことが確認できる記録は見当たらない。

また、申立人は、日雇労働者として在籍した期間については、日雇労働者健康保険に加入していたことが確認できることから、厚生年金保険に加入する正社員としての勤務形態ではなかったと考えられる。

さらに、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について事業主及び複数の同僚に照会しても、前述の日雇労働者名簿以外にこれらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管するD社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。